

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：葛飾区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.9	%
全職員	88.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	99.9	%
本庁課長補佐相当職	97.7	%
本庁係長相当職	98.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	91.3	%
31～35年	93.1	%
26～30年	94.9	%
21～25年	95.8	%
16～20年	81.7	%
11～15年	82.8	%
6～10年	87.8	%
1～5年	94.2	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職は、特定の職員の情報が推測し得るため非公表。
- ・役職段階別の本庁課長相当職の差異は、職員の男女比は3:1であるところ、女性職員に勤続年数が長い職員の割合が高く給与水準が高いためである。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は70.4%。
- ・勤続年数別11～20年の差異は、職員の男女比は5:5であるところ、男性に係長級以上の職員が多いためである。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・会計年度任用職員については、月額支給の職員のみを調査対象としている。